

## 「愛知県廃棄物処理計画(平成24年度～28年度)」(案)に対する意見の募集結果について

## 1 意見募集期間

平成23年12月28日(水)から平成24年1月31日(火)まで

## 2 意見を提出いただいた方の内訳

## (1) 提出方法別

方法	人数
郵送	-
ファクシミリ	-
電子メール	12
計	12

## (2) 居住市町村別

市町村	人数
名古屋市	6
みよし市	1
あま市	1
長久手市	1
県外	1
不明	2
計	12

## (3) 職業別

職業	人数
会社役員	1
自営業	1
大学院生(兼会社員等含む)	8
不明	2
計	12

## (4) 年齢別

年齢	人数
～20歳代	3
30歳代	1
40歳代	2
50歳代	2
60歳代	1
70歳代～	-
不明	3
計	12

## (5) 性別

性別	人数
男性	6
女性	4
不明	2
計	12

## 3 項目別意見件数

項目	件数
第1章	-
第2章	-
第3章	3
第4章	2
第5章	15
第6章	1
その他	5
計	26

注: 複数の章にわたる意見は、主たる内容で分類した。

愛知県廃棄物処理計画(平成24年度～28年度)案に対する意見の内容及び県の考え方(案)

番号	章	項	意見内容	県の考え方(案)
1	2,3		<p>『3Rが進みにくくなることが予想されるので、課題や成果が浮き彫りになるような「現況」や「課題」の分析を』</p> <p>これまでの3Rは、比較的取り組みやすいものや、経済合理性が高いものが多かったと思われます。しかし、今後の3Rには、取り組みにくいものが増えることが予想されます。ところが「計画案」の「現況」や「課題」の記述は、再生利用が進んでいることなどは数値で示されていますが、平面的な記述であるため、どのような成果があり、今後何が課題であるのか具体的には理解しにくいものです。課題などが具体的に示されなければ、3Rの推進方策も明らかになりません。</p> <p>たとえば、他県との比較や海外の先進都市と比較して見えてくる課題はないのか、経済の停滞や消費不況によって廃棄物はどのように影響されているのか(好景気なら産廃の発生抑制は困難なのか)、処理施設の広域化は進んでいるのか(進まないとしたら何が問題なのか)、循環ビジネスは何故期待通り育たないのか(不法投棄は何故発生するのか、適正な価格・市場が形成されないことが原因であるとすればそれは何故か)、拡大生産者責任の具体化が進まないのは何故か、ごみ有料化のメリット・デメリットなど多くの問題について、その課題などを掘り下げた視点で示す必要があります。また、それが県の役割だと思います。仮に、「計画」書に、詳しくは書き込みにくいという事務的な理由があるなら、付属的な資料として示すべきです。</p>	<p>本計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき定めるものであり、廃棄物の減量や適正処理に関する基本的事項、廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制、処理施設の整備に関することなど、今後5年間の本県における廃棄物対策の基本的な方向性を示すものと位置付けています。</p> <p>この基本的な方向性のもと、一般廃棄物や産業廃棄物の減量化や適正処理、監視指導、循環ビジネスの促進等に係る施策を展開していくこととしており、具体的な施策を進めるに当たっては、ごみゼロ社会推進あいち県民会議や愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会等の設置・運営、あいちエコタウンプランの策定等の対応を行っており、それらの中で、課題や問題点等の掘り下げを行っています(第5章2参照)。</p> <p>ご意見については、各種施策を展開していく上で参考とさせていただきます。</p>
2	3	2	<p>平成23年度のリサイクル率の目標達成は困難であるという現状把握をしている。しかし、その原因が、単にリサイクル率の伸びの鈍化というだけでは根本的解決にはならないので、鈍化の具体的な原因を分析し、必要な解決策を提示してほしい。</p>	<p>平成10年代前半にリサイクル率が大きく伸びた要因として、各種リサイクル法に基づく制度的な取組が始められたことが考えられます。今後は、こうした取組の定着化や取組の拡大を図っていく段階にあると認識しており、リサイクル率を向上させるためには、各家庭におけるリサイクル意識を高め、ごみ分別の徹底、食べ残しなどの食品ごみの減少、生ごみの堆肥化などの廃棄物の減量化・資源化の取組がさらに進むよう、啓発等を行っていくことが必要であると考えています。県としては、先進的な取組事例や効果的な手法などの情報収集に努め、市町村等関係者と連携し取組を進めていきたいと考えています。</p>
3	3	3	<p>産業廃棄物税の効果について、指数化したものをグラフ化して見比べただけの評価しか計画案には示されていないので、税導入後の平成18年度以降、産業廃棄物のどの種類にどの程度の排出削減または再生利用量増加の効果があったかなど、効果の推計を示してもらえるとわかりやすい。</p> <p>また、現行の産業廃棄物税が適切な課税水準に設定されている根拠を示してほしい。</p>	<p>産業廃棄物税条例施行後5年にあたる平成22年度に条例の規定に基づき、産業廃棄物税の今後のあり方を検討しました。その結果、産業廃棄物税は、再生利用量の増加や最終処分量の減少に効果をあげていると認められ、さらに産業廃棄物の発生抑制を推し進める必要があることから、現行制度を継続していくこととしました。検討における産業廃棄物税導入後の詳細な状況等は、平成22年8月20日に取りまとめられた愛知県産業廃棄物税検討会議報告書に記載され、県ホームページ(<a href="http://www.pref.aichi.jp/0000037392.html">http://www.pref.aichi.jp/0000037392.html</a>)において閲覧が可能です。</p> <p>本計画では全体のバランスに配慮し、産業廃棄物税に関する概略のみの記載に留めています。</p> <p>なお、課税水準については、検討に当たって実施したアンケートの結果から、概ね納税者の理解が得られていると判断されることや、他県とも均衡していることから、当初の水準を維持することとしました。</p>

愛知県廃棄物処理計画(平成24年度～28年度)案に対する意見の内容及び県の考え方(案)

番号	章	項	意見内容	県の考え方(案)
4	4	2	平成28年度の「処理しなければならないごみの一人一日当たりの量」の目標値は720gと設定され、23年度の実績値(見込み)と変わらない。しかし、これまでの減少傾向からみればより低い数値(例えば、700g以下)に設定すべきかと思うので、目標値を720gにする根拠を示して下さい。	直近における減少傾向は大きいものの、平成10年度以降の地域別ごみ種類別の排出データ等を基に将来予測を行ったところ、平成28年度における処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は762gと予測されました。この予測結果及び国の基本方針を踏まえるとともに、これまで掲げてきた目標を総合的に勘案し、720gと設定しています。
5	4, 5		<p>目標値をはじめから設定する処理計画の作成方法について。確かに何トン削減するという具体的な数値を示すことにより、ゴールを予め設定しておくことは重要である。そこで、この目標を達成するために、第五章に具体的施策に示されているのだが、当該章を見る限り、具体的施策と記載されているにもかかわらず、ただ単に「～に努める」「～を推進する」「～の検討を進める」等、処理計画達成に向けての施策を列挙しているだけのように見受けられる。例えば、ごみ発電や廃棄物系バイオマスの活用とあるが、誰が、どの地域で、どのくらいの廃棄物の量を活用するのか、その具体性を示してほしい。</p> <p>つまり、最初に目標を設定し、その目標を達成するための手段を考えるのではない。まず、先に手段(例えば、ごみ発電を導入する廃棄物量・地域を指定)を考える。そして、その手段を導入すれば、結果として何トンの廃棄物量を削減できる。</p> <p>このように、アイデアを発散する段階ではなく、収束させた段階で削減目標を示すことが必要なのではないかと私は考える。</p>	<p>廃棄物の減量化の取組については、一般廃棄物は家庭における取組が中心であり、また、産業廃棄物については、様々な業種や事業形態があることなどから、発生する廃棄物やその減量化の取組は多種多様です。</p> <p>そのため、本計画では、本県における過去の取組状況を踏まえた実績の傾向から排出量等の将来予測を行い、その将来予測結果と国の基本方針に示された廃棄物の減量化目標を比較検討し、国の基本方針に示された目標を下回らないことを基本に、目指すべき数値目標を設定しています。</p>
6	4, 5		<p>『アウトカム指標だけでなく、事業・施策への経営資源投入量であるインプット指標など、具体的な指標による目標を』</p> <p>「計画案」には、再生利用率や最終処分量などのアウトカム指標が、目指すべき数値目標として掲げられています。しかし、今後の3Rは、具体的な取り組みも進みにくく、その成果もすぐには表れにくいものが増えると予想されます。一方「施策の展開」の記述は、「促進」「推進」「情報提供」など抽象的・一般的で具体性に乏しいものとなっています。これでは計画期間終了の後、アウトカム目標の達成度を評価する際に、何故達成できなかったのか(できたのか)分析しにくくなってしまいます。</p> <p>成果がすぐに現れない取り組みなどは、具体的な事業・施策レベルで、経営資源投入量であるインプット指標や単純なアウトプット指標で目標を示すことが必要です。県の直接事業でないものについても、関係主体を動かす政策手法の開発を含めて、目標を掲げる積極性が必要です。</p>	<p>廃棄物減量化の数値目標のほか、施策に関しても、先導的な循環ビジネスの発掘・創出に係る目標件数(施策2(1))や優良産業廃棄物処理業者の認定数(施策3(1)⑤)等について数値目標を掲げています。</p> <p>また、本計画の進行管理として、第6章2のとおり、目標の達成状況については、県の環境白書やホームページにより公表するとともに、愛知県環境審議会廃棄物部会を通じて処理状況や施策の効果の分析、評価を行うなど、点検することとしています。</p>

愛知県廃棄物処理計画(平成24年度～28年度)案に対する意見の内容及び県の考え方(案)

番号	章	項	意見内容	県の考え方(案)
7	5	1	<p>施策の方針として6点挙げられているが、その中に、新たな施策や新規取り組みも見られる。地球温暖化への対応や地震防災等の観点が盛り込まれているので、効果が期待できるものだと思う。しかし、実施の方向性があまり見えないので、具体策を示してほしい。</p>	<p>資源循環の推進に合わせた地球温暖化への配慮については、施策5のとおり、循環型社会推進交付金制度や熱回収施設設置者認定制度の活用などにより、関係施設の設置を促進する施策を位置付けています。</p> <p>また、災害時における処理体制の構築としては、施策3(7)のとおり、全市町村において震災廃棄物処理計画及び水害廃棄物処理計画が策定されるよう働きかけること、また、他県や関係機関と連携を強化し、広域のかつ効率的な協力体制の確立を図ることとしています。</p>
8	5	2	<p>県として主体的に取り組む施策に絞って立案すべき。</p> <p>国や市町村が主に取り組む施策まで記載されていると、一見、県が全てに主体的に取り組むように見えてしまう。</p> <p>実際には、市町村の取り組みを「促進」「支援」と言っても大したことはできないわけで、国がやること、市町村がやることは省き、県しかできないことを明確に計画に織り込むべきと考える。</p> <p>県、県警、県教委など、県単位での行政組織の連携での取り組みがもっとあっても良い。これこそ、県の存在意義。</p>	<p>廃棄物処理計画は、廃棄物処理法に基づき、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し定めるものであり、一般廃棄物、産業廃棄物ともに対象とされています。そのため、一般廃棄物については、市町村主体で推進されるべき取組等も含めて整理し、本計画に位置付けています。</p>
9	5	施策1(1)	<p>③計画策定の趣旨に示されているように、最優先事項である廃棄物の発生抑制をさらに徹底できないだろうか。たとえば、一般廃棄物の発生抑制の取り組みの一つとして、レジ袋有料化の取り組みが実施され一定の効果が確認されているが、この取り組みに関してはまだ削減強化の余地が十分にあると思う。現在多くの小売店でレジ袋有料化が導入されているが、県内の小売店を対象としたレジ袋削減取組店制度に登録している店舗一覧を見ると、食料品スーパーがほとんどである。そこで、この取り組みの対象をコンビニやショッピングモールの専門店にも拡大できないだろうか。今のところ、コンビニやショッピングモールの食料品売り場以外では無料でレジ袋が提供されている。特にコンビニでのレジ袋の使われ方は非効率だと感じる。これらの小売店にもレジ袋の有料化を呼びかけてほしい。</p>	<p>レジ袋削減取組店制度についてはコンビニエンスストア等も対象としており、事業者団体、消費者団体、女性団体、市町村等関係団体から構成される「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」と連携してレジ袋有料化の導入を呼びかけています。今後とも、レジ袋削減取組店が増加し、レジ袋有料化の取組が広がるよう呼びかけていきます。</p>
10	5	施策1(1)	<p>県民の3Rの促進には、使い捨て商品の購入は避け、詰め替え可能な商品の選択は有効なアプローチであるが、一般市民の立場からすると、生活用品の選択にはコストはかなり重視される要素だと思われる。詰め替え可能な商品の普及には、県民の努力と共に、生産企業の製品経営戦略の転換と政府の政策支援も必要であると考えられる。</p>	<p>3Rを進めていくためには、県民、事業者、行政等関係者が一体となって取り組む必要があると考えています。</p> <p>本県では、事業者団体、消費者団体、女性団体、市町村等関係団体により「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」を平成5年に設置し、ごみ減量化や資源の有効利用等について意見交換、課題の共有化など、相互に連携しながら、一体となつてごみゼロ社会の形成を推進しています。</p> <p>また、国においても、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(グリーン購入法)を制定し、環境負荷の少ない製品の購入を促すなどの取組を推進しています。</p>
11	5	施策2	<p>全国で先導できるような効果のある循環ビジネスの具体的な分野を明示すべき。既存事業者や新規事業者が愛知県の持つ優れた産業技術や環境技術を活かしながら事業化を促進することで、地域の雇用創出をもたらすように、いろいろな面から必要な支援を行ってほしい。</p>	<p>これまで、地域に存在する未利用資源である下水汚泥、木質及び畜産バイオマスなどを有効利用するため、それらビジネスの事業化支援をしてきました。今後も地域の特性を生かした循環ビジネスの発掘・創出を進めるため、事業者に対するビジネス相談や施設整備などへの支援を推進していきます。</p>

愛知県廃棄物処理計画(平成24年度～28年度)案に対する意見の内容及び県の考え方(案)

番号	章	項	意見内容	県の考え方(案)
12	5	施策2	広域的な取り組みの視点が薄い。 東海・北陸ブロックの中心となる自治体として、他県と連携、あるいは他県をリードして取り組む施策が見られない。 特に、施策2(p56-58)の環境ビジネスの促進など、愛知県の産業界と連携して、東海・北陸ブロック全体で取り組めるような切り口(自動車リサイクル、木質バイオマスなど)で積極的に他県の施策をリードすべき。	廃棄物処理を進めていく上で、他県や産業界等との連携は必要と考えており、広域的な連絡会議等の場を設け、課題の共有化等を図っています。
13	5	施策3(7)	他県からの瓦礫または汚染物質の処理および仮置き場の提供につながる当該項目に異議あり。愛知県内に他県に由来する瓦礫および汚染物質の搬入・仮置き・処分に反対します。	本計画は、今後の本県における廃棄物対策の基本的な方向性を示すものであり、施策3(7)は本県が被災した場合を想定し、災害時に備えた廃棄物処理体制の構築の必要性について整理したものです。本計画は、東日本大震災の災害廃棄物等の具体的な受入について定めるものではありません。
14	5	施策3(7)	災害時における処理体制の構築を新たな施策として追加しているが(p62)、東日本大震災で発生した東北各県の瓦礫処理への協力について全く言及がないのは理解に苦しむ。目の前の社会的な課題の解決を無視しておいて、項目だけ計画に盛り込むのは、まさに画餅と言うべき。 東北の瓦礫の処理を受け入れているのは東京都だけと聞く。愛知県も態度を明確にしたうえで、来るべき東海・東南海・南海地震に備えた体制・計画を立案すべきだと考える。	本計画は、今後の本県における廃棄物対策の基本的な方向性を示すものであり、施策3(7)は本県が被災した場合を想定し、災害時に備えた廃棄物処理体制の構築の必要性について整理したものです。本計画は、東日本大震災の災害廃棄物等の具体的な受入について定めるものではありません。 なお、本県では、大規模な地震災害に対処するため「愛知県地域防災計画【地震災害対策計画】」を策定しており、その中で、災害時における廃棄物処理対策として、県や市町村が行う措置等について整理しています。 ( <a href="http://www.pref.aichi.jp/bousai/boukei/rist-jisin.htm">http://www.pref.aichi.jp/bousai/boukei/rist-jisin.htm</a> 第3編第12章「環境汚染防止及び廃棄物処理対策」参照)
15	5	施策3(7)	今回の東日本大震災におけるがれきの撤去や放射性廃棄物に関して住民の注目が集まっている。将来、同様の問題が起きた場合に、愛知県としてはどのような方針で処理していくのか具体策を示してほしい。	本計画は、今後の本県における廃棄物対策の基本的な方向性を示すものであり、施策3(7)で掲げた内容の具体策については、今後、検討していきたいと考えています。
16	5	施策3(7)	地震、津波など災害によって、被災地域の廃棄物処理は市町村の処理計画は当然必要であるが、その一方廃棄物排出者としての一般市民は災害時の廃棄物の処理も処理体制には不可欠である。従って、防災教育やドリルなどを通じて、災害時の一般市民の廃棄物の処理教育も必要であると考えられる。	災害廃棄物の処理について、協力体制を確立するためには、県民の皆様のご理解、ご協力が必要であると認識しており、県民の皆様のご理解が深まるよう啓発等に努めます。
17	5	施策4	地域環境に配慮した適正な廃棄物処理施設を進めるために、様々な制度を市町村・関係事業者周知し、積極的に利用していただく対策を講じなければならぬと思う。	市町村や事業者からの廃棄物処理施設設置に関する事前相談等の機会を捉え、関係制度の周知を図ります。
18	5	施策5(1)	①熱利用したごみ発電の具体策が示されていない。 例えば、燃焼排ガスでボイラーを稼働し、蒸気の形で熱エネルギー利用として発電して電力を生み出したり、温水器の熱交換器を設置して温水の形で熱エネルギー利用が考えられる。 さらに、エネルギーの利用法として地域熱供給を実現する方向で考えていくべきである。	本計画は、今後の本県における廃棄物対策の基本的な方向性を示すものであり、その中で、ごみ発電施設など、資源循環と温暖化対策に配慮した施設整備を促進していくことを位置付けています。廃棄物焼却時における熱利用(サーマルリサイクル)は、既に市町村等において図られているところですが、ご意見を参考とし、より一層、効率的な熱利用が図られるよう、県としても支援していきたいと考えています。

愛知県廃棄物処理計画(平成24年度～28年度)案に対する意見の内容及び県の考え方(案)

番号	章	項	意見内容	県の考え方(案)
19	5	施策 5(1)	<p>②廃棄物系バイオマスの利活用が、食品残さのたい肥化や剪定枝のチップ化、たい肥化等としか書かれておらず、有効な具体策が示されていない。</p> <p>例えば、下水処理場で地域の一般ゴミ(燃えるごみ)を回収し、汚泥と一緒に焼却することでメタンガスを発生させ、ガス会社を買取をしてもらうことで収益が出る。この収益を地域に還元することで、ゴミの回収のみならず、地域活性化に繋げる。</p>	<p>本計画は、今後の本県における廃棄物対策の基本的な方向性を示すものであり、その中で、廃棄物系バイオマスの利活用など、資源循環と温暖化対策に配慮した施設整備を促進していくことを位置付けています。廃棄物系バイオマスについては、排出形態や回収ルート等が多様であり、回収方法や利用先、経済性等の課題を、個別事例に応じて整理、検討する必要があると考えています。</p> <p>なお、ご意見の、下水処理施設からのメタンガスの回収、有効利用については、東三河地域において、下水汚泥等の利活用に関する研究を実施しているところであり、こうした研究により得られた知見をもとに、今後はさらに事業化へ展開させていきたいと考えています(第5章施策2(1)④参照)。</p>
20	5	施策 5(2)	<p>低公害車の導入促進だけでは不十分である。</p> <p>例えば、蓄熱槽を用いて熱輸送車で学校、病院、老人施設など地域の需要家に輸送供給することで、ごみ焼却熱の利用率向上を図る。その際、熱利用の最適化を図るエネルギー—マネジメントシステムの構築も検討すべきである。</p>	<p>廃棄物運搬時における対策として、低公害車の導入が有効と考えられることから、その促進を図っていくこととしていますが、ご意見を参考とし、先進的、効果的な取組について調査、研究していきます。</p>
21	6	1	<p>廃棄物処理業者は廃棄物施設の設置にあたって、周辺住民への情報公開が法律上定められている。しかし、県知事と地方公共団体にも説明責任が負われているはずであり、県、及び地方公共団体の「取るべき行動」について、この説明責任も明記した方がよいと考える。</p>	<p>廃棄物処理施設の設置、運営に当たっては、事業者と周辺住民との信頼関係が重要であると考えています。このため、本県では廃棄物の適正な処理の促進に関する条例により、焼却施設や最終処分場等を設置する際に計画内容を周知するための説明会の開催を義務づけているほか、産業廃棄物処理業者に対し、周辺の生活環境に配慮した基準や不測の事態が発生した場合の対応等について取り決める環境保全協定締結の努力義務を定めています(第5章施策3(4))。</p> <p>なお、焼却施設や最終処分場等の設置許可に係る審査プロセスの透明性確保の観点から、廃棄物処理法に基づき生活環境保全に関する配慮について専門家の意見を聴く(第5章 施策3(4))ための廃棄物処理施設審査会議は、原則公開としています。</p> <p>これら県の取組については、第5章で整理していることから、第6章における県の責務・役割の項では、基本的な考えを記述した上で、「県の施策は第5章参照」としてあります。</p>

愛知県廃棄物処理計画(平成24年度～28年度)案に対する意見の内容及び県の考え方(案)

番号	章	項	意見内容	県の考え方(案)
22	その他		<p>『東日本大震災がれき・原発事故がれき問題の市民的討議の提案を』 「計画案」では、「東日本大震災は、大量に発生したがれきの処理の困難さや、エネルギー・資源の大切さを改めて見直す契機となった」と書かれています。この震災がれきは、はるかに深刻な問題を含んでいます。また、大村知事は、処分場の跡地利用の指標や、災害廃棄物の除染技術の確立を国に要望したと伝えられていますが、それだけでは不十分です。</p> <p>これは、一方では、放射能汚染が拡散することへの率直な不安があり、他方では、東北だけに被害を押し付け、東北の犠牲の上に愛知県や大都市の安全と繁栄があるという構図が許されるのかどうかという問題です。日進市での花火騒ぎにみられるように、新しい差別意識が生まれつつあります。広い地域でホットスポットが発見され、魚の汚染などが拡散するにつれ、国民の間に分断が広がりつつあります。今、「絆」や「被災者に寄りそう気持ち」が薄っぺらなものでないことを示さなければなりません。</p> <p>何が正しいのか、どのような価値が優先されるべきか、このように答えを単純には出せない問題については、市民的討議(熟議)を重ねることが重要です。愛知県が、情報公開・説明責任を果たすだけでなく、市民的討議を提案し、率先することが必要です。</p>	愛知県廃棄物処理計画は、東日本大震災の災害廃棄物等の具体的な受入について定めるものではありませんので、ご理解ください。
23	その他		他県に由来する瓦礫および汚染物質の愛知県内への搬入・仮置き・処分に反対します。特に放射性物質の懸念・可能性があるがれきおよび廃棄物の受け入れ(処分・仮置きを問わず)に反対します。	
24	その他		<p>この案、「相互互助」の名を借りて被災地からの瓦礫受け入れを可能にする案と聞きました。いい加減にしてください。一体何時になったら分かるんですか。</p> <p>放射線と言うのは足し算で被害が大きくなるものであり、放射性物質と言うのは一度定着してしまうと事実上永久に取れませんし無くなりません。過去0.04uSv程度だった放射線が、実測値として既に0.1uSv、ほぼ2.5倍に上昇している現実をどう考えてるんですか? 一体国や業者に、いくらお金を貰ったんですか。</p> <p>この先、全力で汚染を防ぐつもりでなければ、愛知は人の住めない土地になります。案には反対ですし、東日本との関係も極力絶つことを要望します。</p>	
25	その他		<p>汚染瓦礫の受け入れを断れなくするような法案には反対します。そもそも、現地の人も汚染瓦礫の拡散には反対しています。なぜ現地の人が嫌がり、受け入れ地の人も嫌がるような事を、やろうとするのですか?</p> <p>利権がらみでないのなら、相手を助ける事にすらならない、拡散を助長するような真似をする、その理由を述べてください。</p>	

愛知県廃棄物処理計画(平成24年度～28年度)案に対する意見の内容及び県の考え方(案)

番号	章	項	意見内容	県の考え方(案)
26	その他		<p>「廃食油の利用について」私どもは、つくば市にあります(独)農研機構さんの持っておられます                  特許番号第4122433                  副産物を生成しないバイオディーゼル燃料の無触媒製造法                  日量；4000L程度 可能                  上記特許の使用契約を結んでその製造機械を本年3月には完成します。そこで私どもの作った100%のBDFで発電機を回して発電しての実証実験をしていただけたらと考えています。発電機が無理ならばゴミ焼却用燃料としてテストしてください。</p> <p>BDFの製造機械をご指定の場所に持っていければよろしいのですが、消防法の関係でそれは現実的ではありませんので、私どもが作った燃料で発電していただければと思います。ただその際には財団法人日本エネルギー経済研究所の石油情報センターのA重油の小型タンクローリーに準ずる費用負担をお願いしたく考えています。</p>	<p>廃食油の燃料化など、廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成とともに温室効果ガスの排出削減にも寄与する取組であると認識しております。関係する法令等を遵守し、適正に実施していただきたいと考えます。</p>